

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012那第22号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成24年5月20日 07時10分ごろ	
発生場所	鹿児島県与論町茶花港北北西方沖 与論町所在の与論港灯台から真方位016°690m付近 (概位 北緯27°03.4' 東経128°24.0')	
事故等調査の経過	平成24年5月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 砂利採取運搬船 明彦丸、498トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 140088、株式会社三起海運</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、三級海技士（航海）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	船底に擦過傷	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約3.1m、船尾約5.2mの喫水で茶花港北北西方沖を約3ノットの速力で南進中、船長が、水路の入口のブイを誤認して航行し、平成24年5月20日07時10分ごろ船底が茶花港北北西方沖の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、自力で離礁し、茶花港に入港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 6</p> <p>海象：波高 約3.5m、潮汐 下げ潮の初期</p> <p>与論町には、本事故当日、雷注意報、強風注意報及び波浪注意報が発表されていた。</p>	
その他の事項	<p>船長は、茶花港への入港は初めてであった。</p> <p>船長は、ブイや港が視認できたため、レーダー等で船位を確認せずに航行を続けた。</p> <p>水路誌（九州沿岸）には、茶花港への水路は、必ずしもその危険界を磯波によって認めることができないので注意を要する旨が記載されている。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、茶花港北北西方沖の浅瀬付近を南進中、船長が水路の入口のブイを誤認したことから、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、茶花港北北西方沖の浅瀬付近を南進中、船長が水路の入口のブイを誤認したため、同浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	